

## 新旧対照表

不燃・粗大ごみ等処理施設及び  
最終処分場整備に係る候補地評価基準

◆図表 2-1-1 候補地の個別調査内容(案)

要因等	区分	調査項目等	調査方法	調査結果
候補地概要	地区名	該当地区	300m範囲内の該当(単独あるいは複数地区)	—
	対象施設	敷地の確保	整備できる施設区分	—
	地形条件	標高差	候補地の最高標高と最低標高(差)	—
	谷勾配	候補地内の法面等の勾配	—	—
環境保全性 (社会的条件)	地質条件	地盤性状	堅牢あるいは軟弱地盤	—
	幹線道路	系統数	候補地に至る道路の系統数(道路名)	定量化
		車線数	(候補地抽出条件として2車線以上とした)	該当なし
		交通量	幹線道路の交通量(既往調査結果)	定量化
周辺土地利用	住宅(建物)	幹線道路の混雑度	定量化	—
		歩道	歩道	有無
		通学等	通学路	有無
	公共施設(学校・病院)	300m以内の住宅(建物)までの距離	定量化	—
		1kmまでの範囲内の公共施設設設までの距離	定量化	—
		耕作地	1kmまでの範囲内の耕作地(果樹園、水稻等)面積	定量化
	下流側河川	河川水量	流域面積×比流量(既往調査)	定量化
		農業用利水	下流側(1km以内)の灌漑面積	定量化
		内水面共同漁業権	下流河川の漁業権	有無
海域	共同漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無	—
	区画漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無	—
	定置漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無	—
	水利用(飲料水)	井戸水利用	飲料水としての井戸の利用有無	有無
文化財	既知の指定文化財	500m以内の所在	有無	—
	世界遺産	世界遺産からの景観(可視)	有無	—
	景観	日常的な景観	日常景観の変化	有無
	希少種の保護	鳥獣保護区(周辺の指定)	指定区域の近傍	有無
環境保全性 (自然的条件)	希少種	規制区域	有無	—
	生息環境有無(ため池など)	下流側ため池	有無	—
	防災性	法規制等	土砂災害防止法 砂防法 地すべり等防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	警戒区域・特別警戒区域の指定 有無 砂防指定地 地すべり防止区域 有無 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 有無
		—	山地災害危険地区(森林)	該当なし
		水防法	浸水想定区域(浸水深度)	定量化
		津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域や特別警戒区域の指定	有無
		地盤状況	地すべり地形 地盤増幅率 既知の断層からの距離 背後地面積(直接流域含む)	過去の地すべり 地盤硬軟による地震の増幅率 直線距離 定量化 候補地の背後地面積(分水嶺内)
		土地利用規制	工業系用地の指定 森林法 農業振興地域の整備に関する法律	有無 有無 有無
		事業実行性	自然公園法 自然環境保全法	(候補地抽出条件として自然公園地域以外とした) 該当なし 自然環境保全地域の指定 該当なし
経済性	運搬効率	収集運搬費	現状費用からの増減	定量化
	施設整備費	インフラ整備費	搬入道路改良・新設距離 水道敷設(給水エリア内・外) 電気敷設 公共下水道(処理区域エリア内・外)	定量化 有無 有無 有無

◆図表 2-1-1 候補地の個別調査内容(案)

要因等	区分	調査項目等	調査方法	調査結果	
候補地概要	地区名	該当地区	300m範囲内の該当(単独あるいは複数地区)	—	
	対象施設	敷地の確保	整備できる施設区分	—	
	地形条件	標高差	候補地の最高標高と最低標高(差)	—	
	谷勾配	候補地内の法面等の勾配	—	—	
環境保全性 (社会的条件)	地盤条件	地盤性状	堅牢あるいは軟弱地盤	—	
	幹線道路	系統数	候補地に至る道路の系統数(道路名)	定量化	
		車線数	(候補地抽出条件として2車線以上とした)	該当なし	
		交通量	幹線道路の交通量(既往調査結果)	定量化	
周辺土地利用		幹線道路の混雑度	幹線道路の混雑度	定量化	
		歩道	歩道	有無	
		通学等	通学路	有無	
		住宅(建物)	300m以内の住宅(建物)数	定量化	
下流側河川		公共施設(学校・病院)	1kmまでの範囲内の公共施設設設までの距離	定量化	
		耕作地	1kmまでの範囲内の耕作地(果樹園、水稻等)面積	定量化	
		河川水量	流域面積×比流量(既往調査)	定量化	
		農業用利水	下流側(海まで)の灌漑面積	定量化	
海域		内水面共同漁業権	下流河川の漁業権	有無	
海域	共同漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無		
	区画漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無		
	定置漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無		
	水利用(飲料水)		井戸水利用	飲料水としての井戸の利用有無	定量化
文化財	既知の指定文化財	500m以内の所在	有無		
	世界遺産	世界遺産からの景観(可視)	有無		
	景観	日常的な景観	有無		
希少種の保護	希少種の生息環境	希少種の保護区(周辺の指定)	指定区域の近傍	有無	
		希少種	規制区域	有無	
		生息環境有無(ため池など)	下流側ため池	有無	
		生息環境有無(ため池など)	下流側ため池	有無	
防災性	法規制等	土砂災害防止法 砂防法 地すべり等防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	警戒区域・特別警戒区域の指定 有無 砂防指定地 地すべり防止区域 有無 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 有無	警戒区域・特別警戒区域の指定 有無	
		—	山地災害危険地区(森林)	該当なし	
		水防法	浸水想定区域(浸水深度)	定量化	
		津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域や特別警戒区域の指定	有無	
		地盤状況	地すべり地形 地盤増幅率 既知の断層からの距離 背後地面積(直接流域含む)	過去の地すべり 地盤硬軟による地震の増幅率 直線距離 定量化 候補地の背後地面積(分水嶺内)	
		土地利用規制	都市計画法 森林法 農業振興地域の整備に関する法律	都市計画法 森林法 農業振興地域の整備に関する法律	
		事業実行性	自然環境規制	自然公園法 (候補地抽出条件として自然公園地域以外とした) 自然環境保全法	
経済性	運搬効率	収集運搬費	現状費用からの増減	定量化	
	施設整備費	インフラ整備費	搬入道路改良・新設距離 水道敷設(給水エリア内・外) 電気敷設 公共下水道(処理区域エリア内・外)	定量化 有無 有無 有無	

◆図表2-1-2(1) 候補地の個別評価方法（案）

◆図表2-1-2(1) 候補地の個別評価方法(案)

◆図表2-1-2(2) 候補地の個別評価方法(※)

基本評価項目		評価項目	評価項目	調査方法
③ 地盤全般 (地盤条件)	⑨ 生息環境	ア 高波浪区 (「海浜法」)	調査理由 ・潮位が高くなる時の生息生物の生態 ・潮位が3.9mとなる時の生態	調査方法 ・潮位が高くなる時の生態 ・潮位が高くなる時の生態
	イ 希少種の保護	・少種の保護・生態保全に対する定義	○ : 指定区域に接していない △ : 指定区域に接している	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
	ロ 地形固定化 (地形条件)	・少種の保護・生態保全に対する定義	○ : 地形固定化に接していない △ : 地形固定化に接している	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
④ 災害	⑨ 土砂災害防止地定地	・災害の発生する可能性がある地盤	○ : 地盤が下流側に接していない △ : 地盤が下流側に接する	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
	イ 地形固定化地	・災害の発生する可能性がある地盤	○ : 地形固定化に接していない △ : 地形固定化に接している	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
	ロ 地すべり防止地	・災害の発生する可能性がある地盤	○ : 地すべり防止地に接していない △ : 地すべり防止地に接している	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
⑤ 事業実行性	⑨ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 想定区域外 △ : 想定区域 ○ : 深さ30cm未満 △ : 深さ30cm以上	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査 3) 地盤全般の調査 4) 地盤全般の調査
	イ 洪溢以降排水区域	・排水のための排水溝を設けた地盤	○ : 地盤が下流側に接していない △ : 地盤が下流側に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地すべり地帯	・地すべり地帯に接する地盤	○ : 地すべり地帯に接していない △ : 地すべり地帯に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑥ 災害	⑨ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 1.5m未満 △ : 1.5m以上～未満 ○ : 深さ30cm未満 △ : 深さ30cm以上	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査 3) 地盤全般の調査 4) 地盤全般の調査
	イ 地すべり地帯	・地すべり地帯に接する地盤	○ : 地すべり地帯に接していない △ : 地すべり地帯に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑦ 事業実行性	⑨ 地盤調査車	・地盤の調査車による地盤の調査	○ : 地盤調査車に接していない △ : 地盤調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地質調査車の走行距離(m)	・地盤の走行距離が大きい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地質調査車	・地盤の走行距離が小さい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑧ 地下水定定期	⑨ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑨ 災害	⑨ 地盤調査車	・地盤の調査車による地盤の調査	○ : 地盤調査車に接していない △ : 地盤調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地質調査車の走行距離(m)	・地盤の走行距離が大きい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地質調査車	・地盤の走行距離が小さい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査

◆図表2-1-2(2) 候補地の個別評価方法(※)

基本評価項目		評価項目	評価項目	調査方法
③ 地盤全般 (地盤条件)	⑨ 生息環境	ア 高波浪区 (「海浜法」)	調査理由 ・潮位が高くなる時の生息生物の生態 ・潮位が3.9mとなる時の生態	調査方法 ・潮位が高くなる時の生態 ・潮位が高くなる時の生態
	イ 希少種の保護	・少種の保護・生態保全に対する定義	○ : 地形固定化に接していない △ : 地形固定化に接する	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
	ロ 地形固定化 (地形条件)	・少種の保護・生態保全に対する定義	○ : 地形固定化に接していない △ : 地形固定化に接する	1) 地盤全般の生態の調査 2) 地盤全般の生態の調査
④ 災害	⑨ 土砂災害防止地定地	・災害の発生する可能性がある地盤	○ : 地盤が下流側に接していない △ : 地盤が下流側に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地形固定化地	・災害の発生する可能性がある地盤	○ : 地形固定化に接していない △ : 地形固定化に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地すべり防止地	・災害の発生する可能性がある地盤	○ : 地すべり防止地に接していない △ : 地すべり防止地に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑤ 事業実行性	⑨ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地質調査車	・地盤の調査車による地盤の調査	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地質調査車の走行距離(m)	・地盤の走行距離が大きい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑥ 災害	⑨ 地質調査車	・地盤の調査車による地盤の調査	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地質調査車	・地盤の走行距離が小さい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地質調査車	・地盤の走行距離が大きい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑦ 事業実行性	⑨ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地質調査車	・地盤の調査車による地盤の調査	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地質調査車	・地盤の走行距離が大きい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑧ 地下水定定期	⑨ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地下水定定期	・地下水を貯めている、漏洩するのを防ぐ	○ : 地下水定定期に接していない △ : 地下水定定期に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
⑨ 災害	⑨ 地盤調査車	・地盤の調査車による地盤の調査	○ : 地盤調査車に接していない △ : 地盤調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	イ 地質調査車の走行距離(m)	・地盤の走行距離が大きい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査
	ロ 地質調査車	・地盤の走行距離が小さい地盤	○ : 地質調査車に接していない △ : 地質調査車に接する	1) 地盤全般の調査 2) 地盤全般の調査

旧(第2回委員会)

### 3-2 二次調査

#### (1) 調査方法

一次調査結果により著しく評価の低い候補地を除外して残った二次調査候補地は、経済性、事業実行性について、詳細調査・検討を行うものとする。

#### ① 経済性

経済性については整備費等を概算して定量化する。

#### ア) 不燃・粗大ごみ等処理施設整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて敷地造成計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。なお、プラント工事費は、地盤条件の違いによる基礎工事分を調査対象とし、地上部の建築工事、機械設備工事等は同一とする。

#### イ) 最終処分場整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて処分場計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。加えて、浸出水処理施設規模の検討、整備費の検討を行う。なお、プラント工事費は、地盤条件の違いによる基礎工事分を調査対象とし、地上部の建築工事、機械設備工事等は同一とする。

#### ウ) インフラ等整備費

候補地別のインフラ整備費について、搬入道路の整備距離等、必要な費用を算定する。その他、用地費、補償費等、必要な費用を算定する。

#### エ) 収集運搬費

候補地別の運搬距離は、主なごみ排出場所から処理施設までの距離により労務費や燃料費の増減について算定する。算定は、現状費用を基にモデル算定式を作成したうえで算定する。

#### オ) 共通事項

算出した施設整備費は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金制度」に基づく交付金、地方債、一般財源の検討を行い、行政における負担額（一般財源+交付税算入額を除く地方債償還額）を算定する。

行政による負担額の算定結果に収集運搬費を加え、長期的負担額を算定する。

### 3-2 二次調査

#### (1) 調査方法

一次調査結果により著しく評価の低い候補地を除外して残った二次調査候補地は、経済性、事業実行性について、詳細調査・検討を行うものとする。

#### ① 経済性

経済性については整備費等を概算して定量化する。

#### ア) 不燃・粗大ごみ等処理施設整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて敷地造成計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。なお、プラント工事費は、地盤条件の違いによる基礎工事分を調査対象とし、地上部の建築工事、機械設備工事等は同一とする。

#### イ) 最終処分場整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて処分場計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。加えて、浸出水処理施設規模の検討、整備費の検討を行う。なお、プラント工事費は、地盤条件の違いによる基礎工事分を調査対象とし、地上部の建築工事、機械設備工事等は同一とする。

#### ウ) インフラ等整備費

候補地別のインフラ整備費について、搬入道路の整備距離等、必要な費用を算定する。その他、用地費、補償費等、必要な費用を算定する。

#### エ) 収集運搬費

候補地別の運搬距離は、主なごみ排出場所から処理施設までの距離により労務費や燃料費の増減について算定する。算定は、現状費用を基にモデル算定式を作成したうえで算定する。

#### オ) 共通事項

算出した施設整備費は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金制度」に基づく交付金、地方債、一般財源の検討を行い、行政における負担額（一般財源+交付税算入額を除く地方債償還額）を算定する。

行政による負担額の算定結果に収集運搬費を加え、長期的負担額を算定する。

## ② 事業実行性

事業実行性として、想定事業区域における土地調書を作成する。  
想定事業区域の公図及び登記事項証明書を入手し、整理結果に基づき、地権者数を整理することで定量化する。  
また、抵当権等の設定状況は、有無を確認する。

### (2) 調査結果の評価

二次調査における調査結果は、定量化が可能な項目は数値に基づいて評価を行い、有無で示される項目については、その有無をもって評価するものとする。

#### 3-3 有効な候補地の選定

一次調査の評価結果、二次調査の評価結果を勘案し、本組合が整備する施設の用地とすることが有効な候補地を複数選定する。(以下削除)

以上

## ② 事業実行性

事業実行性として、想定事業区域における土地調書を作成する。  
想定事業区域の公図及び登記事項証明書を入手し、整理結果に基づき、地権者数を整理することで定量化する。  
また、抵当権等の設定状況は、有無を確認する。

### (2) 調査結果の評価

調査項目ごとの調査結果について、定量化したものはその範囲において有効なものから「◎」、「○」、「△」として評価する。また、調査結果が有無となるもの等は、有効なものを「○」、劣るものを「△」として評価する。

#### 3-3 有効な候補地の選定

一次調査の評価結果、二次調査の評価結果を勘案し、本組合が整備する施設の用地とすることが有効な候補地を複数選定する。ただし、二次調査の評価結果のうち、「△」の内容が著しく劣る項目がある場合は、有効な候補地としない。

以上